

入札説明書

設計委託 盲学校ほか14校体育館空調設備整備工事に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 公告日 令和8(2026)年5月15日

2 入札に付する事項

(1) 委託業務件名

設計委託 盲学校ほか14校体育館空調設備整備工事

(2) 業務委託内容

建築設計業務委託特記仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から120日間

(4) 履行場所 宇都宮市福岡町1297 外

3 競争入札に参加する者（以下「入札参加希望者」という。）に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号に規定する者に該当しない者であること。

(2) 令和8(2026)年6月2日から同月3日までの間において、栃木県建設工事等請負業者指名停止等措置要領(平成21年3月26日制定)に基づく指名停止期間中でない者であること。

(3) 「栃木県測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿」登録業者であり、「建築関係建設コンサルタント業務」を登録業務としている者であること。

4 入札の手續等

(1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1-1-20（栃木県庁南別館4階）

栃木県教育委員会事務局施設課施設担当

電話 028-623-3373

E-mail sisetsu@pref.tochigi.lg.jp

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 入札書の提出期限、提出場所及び提出方法

令和8(2026)年6月2日午後4時までに、電子入札システムにより提出すること。

ただし、紙による入札参加の承諾を得た者（以下、「紙入札者」という。）にあつては、(1)の場所に、郵送(書留郵便)により提出すること。郵送の場合の提出期限は同日必着とする。郵送が困難の場合は持参も認めるものとする。

イ 開札の日時及び場所

令和8(2026)年6月3日午前10時

栃木県教育委員会事務局施設課（栃木県庁南別館4階）

当該入札に関係のない職員が立ち会った上で開札することとし、入札参加者の立会いは求めないものとする。

なお、立会いを希望する場合は、入札書の提出期限までに(1)に連絡し、代理人が立ち会う場合は委任状を持参すること。

(3) 入札の方法

2の(1)の件名で、総価で入札に付する。

(4) 入札書の記載方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とし、落札価格に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 提出された入札書は、引換え、変更又は取消しを認めないものとする。

(6) 入札を辞退する場合は、入札書の提出期限までに入札辞退届を電子入札システムにより提出すること。提出期限までに入札書が電子入札システムに記録されない場合は入札を辞退したものとみなす。

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金 免除

(2) 入札参加希望者に要求される事項

ア この入札の入札参加希望者は、入札参加申請書を令和8(2026)年5月26日の午後4時までに電子入札システムにより提出し、審査を受けなければならない。なお、添付書類の容量が3MBを超える場合又は提出する書類の特性上電子化できない書類が含まれている場合には、電子入札システムで栃木県建設工事等電子調達運用基準（令和6(2024)年4月1日施行）に定める提出書類通知書（様式2）を提出することにより、当該添付書類の郵送（書留郵便による。4(1)の場所に指定期日必着とする。）又は持参による提出ができるものとする。この場合、提出書類の一式を郵送又は持参するものとし、電子入札システムによる提出との分割はできないものとする。

イ 提出書類の作成及び提出に係る費用は、入札参加希望者の負担とする。

なお、提出された書類等については、返却しない。

(3) 審査

ア 入札参加希望者が提出した入札参加申請書について審査し、採用し得ると判断した入札参加希望者の入札書のみを落札決定の対象とする。

イ 審査結果は、電子入札システムにより、令和8(2026)年5月28日までに入札参加希望者に伝えるものとする。

(4) 入札の無効

ア 3の入札参加資格のない者の提出した入札書

- イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書
 - ウ 栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書
 - エ 栃木県建設工事等電子調達実施要領（令和6（2024）年4月1日施行）第14条に掲げる入札に係る入札書
 - オ 紙入札者の入札書で、期限までに指定された場所に到着しない入札書
- (5) 落札者の決定方法
- ア 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - イ 落札となるべき同価の入札を行った者が二人以上あるときは、電子くじの方法により、落札者を決定するものとする。
 - ウ 落札者が契約担当者等の定める期日までに契約書の取り交わしを行わないときは、落札者の決定を取り消すものとする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 入札回数
- 2回目までとする。1回目の入札が不調となった場合は、直ちに応札者に電子入札システムにより通知する。入札希望者は事務局が指定する日時までに2回目の入札書を4の(1)の場所に電子入札システムにより提出することとする。指定の日時までに入札書が到達しなかった場合は辞退とみなす。
- また、2回目も不調の場合は最低入札価格提示者と協議の上決定する。
- (8) 積算内訳書の提出
- 入札書の提出に併せて、積算内訳書も提出すること。
- (9) 開札結果の通知
- 応札者に対し、落札者名及び落札金額を電子入札システムにより通知する。
- (10) 紙による入札参加承諾等の基準
- 栃木県建設工事等電子調達実施要領及び栃木県建設工事等電子調達運用基準の定めによる。
- (11) 紙による入札参加について
- 紙による入札参加を希望する場合は、令和8（2026）年5月22日午後4時までに4（1）の場所に、栃木県建設工事等電子調達運用基準に定める紙入札方式参加承諾願（様式1）を電子メール等により提出し、栃木県教育委員会事務局施設課長の承諾を得ること。ただし、紙による入札参加の承諾を受けた場合は、以後、この入札において電子入札システムによる書類の提出を認めないものとする。なお、承諾の可否については、入札参加申請書の提出期日の前日（閉庁日除く）までに電子メール等により通知する。